

議案第68号

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第6
7号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正によ
り、保育所等における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基
準が見直しされたことに伴い、当該条例の一部を改正するため。

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この条例による改正後の石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士

及び保育従事者を置くよう努めなければならない。